

## 8 村井琴山『方極刪定』に対する批判とその現代的意義

——ICD-11「薬方の証」記述に向けて——

星野 卓之, 小田口 浩, 花輪 壽彦

北里大学 東洋医学総合研究所

**【緒言】** 2019年改訂の国際疾病分類ICD-11には伝統医学の章が導入され、日本提案の「薬方の証」(SJ1Y, Formula patterns (TM1))もタイトルのみ収載された。その説明として「本項は特定の漢方処方に反応する証を含む。経験的に、ある特定の健康状態に対して作用する特定の処方を『某薬方の証』と呼ぶ。これは、ある特定の症候の組み合わせが、某処方の良い適応となることを意味している」とされており、例えば桂枝湯証、葛根湯証などの選択とその記述については、各国での修正に委ねられている。現在保険収載されている医療用エキス製剤の傷病名は、西洋医学的に理解できる内容に留まっているため、日本漢方が検討を重ねてきた「薬方の証」をまとめる必要が生じている。折しも奥田謙蔵旧蔵の『方極』関連医籍が公開され、吉益東洞の一派が提起した経方に関する議論の詳細が検討可能となった。これまで『方極』に関しては、後世方派からの批判があるほか、古方派では村井琴山『方極刪定』とその説をさらに剽襲した岩淵在冲『方極附言』に対し、反駁する内容を含む小島明の『聖濟発蘊』が知られる程度であった。

**【方法】** 吉益東洞『方極』関連医籍のうち、吉益家の子孫による解釈を『刪定』と比較検討した。

**【結果】** 『刪定』附言では東洞から口授を受け筆記した門人らを批判し様々な論点を示したため、その影響が関連医籍に見られた。『刪定』では「本方証」「前方証」「某方証」という『方極』の記述には違いがないとして統一した。一方、少異ありとした吉益ら齋『方極記聞』の説は、吉益樗齋『樗齋先生方極解』にも採用され、吉益南涯門人の赤石景詠『方極刪定弁』『方極刪定弁問答』も含めて、各書で全篇に渡り『刪定』の批判がなされた。特に『方極刪定弁問答』では、琴山からの『方極刪定弁』に対する回答についてさらなる反論がなされていた。東洞の曾孫、政虎の『方極積き録』附言でも、琴山が塾にいたのは数ヶ月のみで帰国後の研究により活用機微の妙に至ったものの刪定したのは不遜の罪と非難し、章ごとに弁駁を加える意図で著されたことが述べられていた。

**【考察】** 処方単位を守った運用を重んじる日本漢方の傾向は、処方の中心たる「極」があるとした『方極』の影響があるものと考えられるが、その簡素な記載にも根源的な理解の差異が存在している。条文に則る『方極記聞』の他、加味方に「有法之方」「無法之方」の別があるとした樗齋、気血水や病位、主症と客症まで徹底して解釈した南涯の一派など、東洞門下でなされた議論が明らかになってきた。また『方極』関連医籍をまとめた奥田謙蔵「有終庵雜抄」「只仁堂雜抄」には、各医家の相違を奥田が理解して引用の順序を工夫したことが確認され、昭和の『傷寒論』解釈にも影響があったことがわかる。吉益門下の解釈をふまえ、さらに現在までの知見を生かしつつ「薬方の証」をまとめることが望ましいものと考えられる。

**【結論】** 『方極刪定』に対して吉益家が批判した内容が明らかとなり、その認識をふまえた「薬方の証」について現代的に検討する可能性が示された。

(本発表は、公益財団法人武田科学振興財団杏雨書屋2018年度杏雨書屋研究奨励「吉益東洞『方極』関連書籍の研究」による研究成果の一部である。)